# 埼玉県新型コロナウイルス感染防止対策 支援事業費補助金

# 申 請 要 領

埼玉県産業労働部

#### 【申請受付期間】

令和3年8月2日(月)~令和4年1月31日(月)必着

【申請・相談窓口】

埼玉県 産業労働部 経済対策担当

電話 048-830-3702

(平日 午前8時30分~午後5時15分)

#### 1 目的

国の補助制度である令和2年度第3次補正予算小規模事業者持続化補助金<低感染リスク型ビジネス枠>(以下、「持続化補助金」という。)において補助対象とされている感染防止対策費の事業者負担分を軽減することにより小規模事業者が行う感染防止対策のより一層の促進を図ることを目的としています。

#### 2 対象者

本補助金の交付対象者は、次の要件を全て満たす必要があります。

- (1) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)に定める小規模事業者及び特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に定める特定非営利活動法人(以下「小規模事業者等」という。)であること。
  - ※ 本補助金における小規模事業者

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(小規模事業者 支援法)に基づき、業種ごとに従業員数で小規模事業者であるか否かを判断しま す。

商業・サービス業 (宿泊業・娯楽業除く)	常時使用する従業員の数5人以下
上記以外(特定非営利活動法人を含む)	常時使用する従業員の数20人以下

- (2) 県内の飲食店(カラオケ店、バー等を含む。)を運営する法人又は個人事業主であること。
- (3) 食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を取得した上で、県内に 実店舗を有し、利用客が飲食するスペースを設けて飲食店を運営していること。
- (4) 知事の定める感染防止対策を行っていること。
  - ア 『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』を遵守し、店頭に掲示していること。
  - イ 「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードを店頭に掲示していること。
  - ウ 彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+(プラス)の認証を受けていること。
  - エ 業種別ガイドラインに基づく感染予防対策を行っていること。

例:外食業の事業継続のためのガイドライン(一社)日本フードサービス協会

- (5) 国の持続化補助金に係る確定通知書を受けていること。(※)
- (6) 国、法人税法別表第1に規定する公共法人ではないこと。
- (7) 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体ではないこと。
- (8)代表者、役員、従業員又は構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は反社会的勢力 (以下、「暴力団等」という。)に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参 画していないこと。
- (9) その他知事が適当でないと認めた者に該当しないこと。

例:県税全般に滞納額がないこと。

#### ※ 国の持続化補助金について

1 概要

小規模事業者が経営計画及び補助事業計画を作成して取り組む、感染拡大防止のための対 人接触機会の減少と事業継続を両立させるポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービ ス、生産プロセスの導入等に関する取組を支援するもの。

- 2 支給額
  - 補助上限:100万円 補助率 :3/4
  - 感染防止対策費については、補助金総額の 1 / 4 (最大 2 5 万円)を上限に補助対象経費 に計上することが可能

(緊急事態措置に伴う特別措置を適用する事業者は総額の1/2(最大50万円)に上限を引上げ)

※ 詳細は、下記の全国商工会連合会(国の持続化補助金の事務局)ホームページ等で御確認ください。 https://www.jizokuka-post-corona.jp/

#### 3 補助対象経費

国の持続化補助金で補助対象となる感染防止対策費(県内の飲食店を対象とした経費に限る。)の事業者負担分(4分の1)。当該事業者負担分について、市町村など他の自治体の補助金と重複して本補助金の交付を受けることはできません。

なお、交付決定を行った日以前であって、かつ、補助対象経費の遡及適用日(令和3年1月8日)以降に発生した経費であり、交付決定前の実施が必要であったとして国の持続化補助金で補助対象とされた経費については、補助対象とすることができます。

#### 4 交付額

(1)補助率

補助対象経費の10/10以内

(2)補助限度額

166,000円

※ 千円未満の端数は切捨て

# 5 申請手続等

(1)申請受付期間

令和3年8月2日(月)から令和4年1月31日(月)必着

#### (2)申請方法

申請書類を次の宛先に郵送してください。

なお、郵便事故があった場合の責任は負いません。

- ※ 簡易書留等、配達記録の残る方法で郵送してください。
  - ・申請書類は交付決定の可否にかかわらず返却しません。
  - ・不備のある申請書類については、知事が指定する期間内に書類等の提出がない場合は、申請を辞退したものとみなします。
  - ・追加書類の提出や説明を求めることがあります。

[送付先] 〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 15番1号 本庁舎4階 埼玉県 産業労働部 産業労働政策課 経済対策担当 宛

# (3)申請書類

下表の申請書類を併せて提出してください。

審査・検査の過程で、必要に応じ追加書類の提出や説明を求めることがあります。

## ◆提出が必要な書類一覧

	申請書類
1	埼玉県新型コロナウイルス感染防止対策支援事業費補助金 <u>交付申請書及び実 績報告書</u> (様式第1号) (別紙を含む) ※1 申請書の日付は提出日を記入してください。また、記載漏れや誤りのないよう確 認をお願いします。 ※2 申請書の誓約事項(別紙6ページ)に代表者の直筆の署名及び確認☑を入れてく ださい。
2	【個人事業主の方】本人確認書類 ※ 以下のいずれかの書類のコピー(住所の確認ができるもの)を提出してください。 運転免許証(両面)、住民票、各種健康保険証、パスポート、写真付きの住民基本台 帳カード(オモテ面のみ)、在留カード など
3	国の持続化補助金の申請時に提出した決算関連書類のコピー 【個人事業主の方】税務署の収受日付印のある直近の確定申告書 (第一表・第二表と併せて、収支内訳書(1・2面)又は所得税青色申告決算書(1~4面)) 【法人の方】貸借対照表及び損益計算書(直近1期分)
4	国の持続化補助金申請書類として国に提出した交付申請書のコピー (Jグランツから出力した申請内容及び一切の添付資料(※)) (※)経営計画書及び補助事業計画書 など
5	国の持続化補助金に係る交付決定通知書のコピー ※ 1回目の交付決定から金額に変更があった場合、最終的な交付決定額の分かる書類 を提出してください。
6	国の持続化補助金の報告書として国に提出した <u>実績報告書のコピー</u> (Jグランツから出力した報告内容及び一切の添付資料(※)) (※)支出明細書 など
7	国の持続化補助金に係る確定通知書のコピー
8	食品衛生法に基づく <u>飲食店営業許可又は喫茶店営業許可その他必要な許可</u> を 受けていることが分かる <u>書類のコピー</u> 又は写真
9	<u>店舗の外観全体(社名や店舗名)が分かる写真</u> ※ のれんや看板などを写して店舗名が分かるように撮影してください。

10	次の資料を店頭に掲示している写真
	①彩の国「新しい生活様式」安心宣言
	②埼玉県LINEコロナお知らせシステムのQRコード
	③彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+(プラス)のステッカー
11	県の納税証明書(県税全般に滞納額がないことの証明)
	※ 県の納税証明書は事業地を所管する県税事務所が交付窓口です。
12	補助対象経費に係る証拠書類
	①契約書又は注文書・請書のコピー
	・契約日、契約内容の詳細(仕様・単価・数量・支払方法)が分かるもの ・双方の押印(社判又は代表印)があるもの
	<u>②納品書のコピー</u>
	・納品日・納品物件・型番・数量が分かるもの
	③納品業者からの請求書のコピー
	・宛先(申請事業者名)・請求日・請求内容・単価・数量・請求金額・支払方法(振込先 等)が分かるもの
	④支払いを証する書類のコピー
	・金融機関の窓口での振込の場合は、金融機関の取扱日付・領収印のある振込票の控え ・ATMからの振込の場合は、振込の際に発行される伝票
	・インターネットバンキング等による振込の場合は、振込完了画面(又は振込履歴)を印
	刷したもの(振込先名義・口座番号・日時等の取引履歴が記載されたもの)
	⑤設置状況の写真
	・設置状況が把握できるよう撮影すること。
13	提出書類チェックリスト

#### (4) 本補助金の申請書類の入手方法

ア 埼玉県ホームページからダウンロード

「新型コロナウイルス感染防止対策支援事業費補助金について」

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/kansenboshitaisakushienzigyohihozyokin.html

- イ お近くの配布機関での受取
  - · 埼玉県庁産業労働政策課(本庁舎 4 階東側)
  - ・県内の各商工会議所及び商工会
  - 県内の市役所及び町村役場

#### 6 申請書類等の審査・検査及び補正

- (1) 審査等について
  - ・申請書類等に基づき、審査等を行います。審査等の途中経過において、申請書類等の記載内容と異なる事実が判明した場合には、審査等を中止することがありますので、御注意ください。
  - ・審査等に関する個別のお問合せには、一切お答えいたしかねますので、あらかじ め御了承ください。
  - ・申請書類等は県に到着した順に内容を確認し、不備や不足が無いことを確認できたものから審査等を実施します(申請書類の到着順ではありません)。
- (2) 書類の誤りや不足等があったときの補正について

郵送又は電話にてお知らせします。郵送の場合は書類の誤りや不足等を記載した「補正依頼書」と該当書類を返送します。該当書類を訂正・追加の上、<u>必ず「補正依頼書」と一緒に返送してください。</u>

また、日中連絡の取れる連絡先を必ず申請書に記載してください。

# 7 交付決定、補助金交付額確定

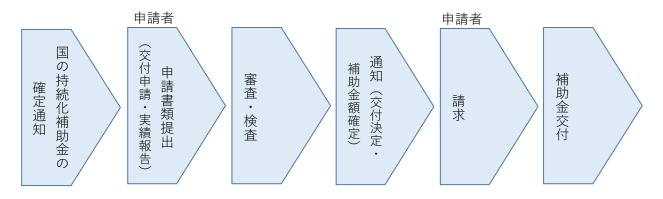
- (1)「交付申請書及び実績報告書」に基づく審査が適正と認められ、本補助金の交付を 決定し、補助金交付額を確定したときは、後日、「交付決定通知書及び額の確定通知 書」を送付します。
- (2)審査の結果、交付決定額及び補助金確定額は申請額から減額して、決定又は確定する場合があります。
- (3) 審査の結果、交付要件に該当しないなどの理由で本補助金を交付しない旨の決定をしたときは、後日、不交付に関する通知を発送いたします。

#### 8 補助金の交付

申請者は、「交付決定通知書及び額の確定通知書」受領後、「交付請求書」を提出してください。

※精算払いのみ

# 9 補助金事務の流れ



#### 10 留意事項

# (1) 県職員による調査等

補助事業の実施状況、補助金の収支、関係書類等について、現地調査又は報告を求めることがあります。

#### (2) 関係書類の保存

補助事業に係る全ての関係書類を、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度 の翌会計年度から5年間(令和3年度に補助事業が完了した場合、令和8年度末ま で)保管してください。

# (3) 財産の管理及び処分

- ア 補助事業により取得又は効用の増加した財産 (購入品等) は、その管理状況を 明らかにするものとし、固定資産として計上するなど関係法令等に基づき適正な 会計処理をすること。
- イ 財産(取得価格又は増加価格が税抜50万円以上のものに限る)について、処分(目的外使用、売却、譲渡、交換、貸付、担保に供すること及び廃棄)しようとするときは、県の承認を得ること。
- ウ イの処分により収入があった場合は、収入の全部又は一部を県に納付すること。 納付額は当該処分財産に係る補助金交付額を限度とする。承認を得ずに当該財産 の処分を行うと、交付決定取消・返還命令・罰則適用の対象となることがある。

## 11 交付決定の取消し及び補助金の返還

補助事業者が、次のいずれかに該当した場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

また、既に補助事業者に補助金が交付されている場合は返還を求める場合があります。

- (1) 知事が別に定める日までに、交付請求書を提出しなかった場合。
- (2) 国の持続化補助金が取り消された場合。
- (3) その他知事が不適切と判断した場合。
- 12 本補助金に関する問合せ先

埼玉県産業労働部 経済対策担当

電話 048-830-3702

(平日 午前8時30分~午後5時15分)